

○阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱

平成28年2月17日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特産品を通じて本町の魅力を発信するとともに、地域の活性化や地場産業の振興を図るため、特産品の開発及び商品化を行う者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、本町の地域資源及び地域特性を活用して生産又は製造された農林水産物、農林水産加工品、工芸品等で、名称や意匠が阿武町と関わりがあり、本町の魅力の発信につながると町長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 阿武町の資源や特性を活かした特産品づくりや商品化に意欲、熱意のある法人、団体及び個人。
- (2) 町税等を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 特産品を開発し、商品化する事業
- (2) 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業
- (3) その他町長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 研修・技術指導費
- (2) 原材料費
- (3) 印刷製本費
- (4) 委託費
- (5) その他特産品の開発又は商品化に要する経費で町長が必要と定めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の交付の期間は、一事業につき2会計年度を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、阿武町特産品開発支援事業

補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める。

（審査会）

第8条 町長は、前条第2項に定める提出期限を経過した後、速やかに審査会を開催し、補助金交付申請書の内容を審査するものとする。

2 町長は、前項に定める審査会の開催にあたり必要と認めるときは、交付申請者に対して、審査会への出席と事業の説明を求めることができる

3 審査会の委員の構成は、町長が別に定める。

（交付の決定）

第9条 町長は、前条第1項に定める審査会の審査の結果、補助金の交付を決定したときは阿武町特産品開発支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは阿武町特産品開発支援事業補助金交付申請却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認等）

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、阿武町特産品開発支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、阿武町特産品開発支援事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（第6号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、阿武町特産品開発支援事業補助金実績報告書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、阿武町特産品開発支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を請求するときは、阿武町特産品開発支援事業補助金交付請求書（第9号様

式)を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第14条 補助金の概算払を受けようとするときは、阿武町特産品開発支援事業補助金概算払請求書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条関係）

阿武町特産品開発支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）阿武町長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

平成 年度において、特産品開発支援事業補助金の交付を受けたいので、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

特産品の名称 （商品名）	
事業の目的 及び内容	別紙事業計画書のとおり
事業費	円 (うち補助対象経費 円)
補助金交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定款（定款がない場合は、これに類するもの） (2) 過去2期分の貸借対照表及び損益計算書 (3) 登記簿謄本（全部事項証明書） (4) 納税状況の確認に係る承諾書 (5) 申請者の経歴が分かるパンフレット等（個人の場合は、履歴書） (6) 中小企業者で組織する任意のグループの場合は次掲げる事項が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア グループの規約及び組織図 イ 代表責任者の選任及び意思決定方法 ウ 責任者及び副責任者 エ 構成員の概要（住所、役割分担、現有設備等） (7) その他必要な資料

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

特産品の名称 (商品名)	
活用する主な 地域資源・地域特性	
法人の名称及び 代表者の氏名	
所在地	〒
連絡担当者	(部署) (氏名) (連絡先) 電話 FAX メール

1. 申請者の概要

業種		従業員数	人
資本金又は 出資金	千円	年間 売上高	千円 (年 月期)
主な営業 (生産)品目		創業年月	年 月
申請者等の沿革			

2. 事業の目的及び内容

--

3. 開発商品の特徴・他の商品との比較

--

4. 開発商品のマーケティング計画

--

5. 実施体制と役割分担

--

6. 事業の成果目標

--

7. 事業の実施スケジュール

--

8. 事業の収支計画・資金調達計画・資金繰計画

・収支計画

・資金調達計画

区 分	金 額	調 達 先
自己資金額	円	
借入予定額	円	
補助金期待額	円	
合 計	円	

9. 投資計画

経 費 内 容	事業総経費	補助対象経費	補助金相当額	備 考
研修・技術指導費				
原 材 料 費				
印 刷 製 本 費				
委 託 費				
そ の 他				
計				

備考

- 1 経費内容ごとに仕様及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。
- 2 適正な額であることを証明するため、見積書を添付すること。（見積書を添付できない場合は、別途積算資料を添付すること。）

第3号様式（第9条関係）

阿武町特産品開発支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

阿武町長



年 月 日付けで申請のあった阿武町特産品開発支援事業補助金の交付について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 決 定 額	
交 付 条 件	

第4号様式（第9条関係）

阿武町特産品開発支援事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

阿武町長



年 月 日付けで申請のあった阿武町特産品開発支援事業補助金の交付の申請について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の理由により申請を却下したので通知します。

記

理 由	
-----	--

第5号様式（第10条関係）

阿武町特産品開発支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）阿武町長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で通知のあった阿武町特産品開発支援事業補助金による事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止 の理由 <input type="checkbox"/> 廃 止	
変 更 の 内 容	
中 止 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日
添 付 書 類	

第6号様式（第10条関係）

阿武町特産品開発支援事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

阿武町長



年 月 日付けで申請のあった阿武町特産品開発支援事業補助金による事業の変更（中止・廃止）について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり承認（却下）したので通知します。

記

承認内容	
却下理由	

第7号様式（第11条関係）

阿武町特産品開発支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）阿武町長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった補助事業が完了したので、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

特産品の名称 （商品名）	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の内容	
事業の成果	
経費執行状況	別紙経費執行状況表のとおり

別紙

経費執行状況表

(金額単位：円)

経 費 内 容	事業総経費	補助対象経費	補助金相当額	備 考
研修・技術指導費				
原 材 料 費				
印 刷 製 本 費				
委 託 費				
そ の 他				
計				

備考 経費内容ごとに経費の執行実績を明らかにする資料を添付すること。

第 8 号様式 (第 12 条関係)

阿武町特産品開発支援事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

阿武町長



年 月 日付けで実績報告のあった阿武町特産品開発支援事業補助金による事業について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第9号様式（第13条関係）

阿武町特産品開発支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）阿武町長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付額確定のあった阿武町特産品開発支援事業補助金について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先 金融機関名 (本・支店)
ふりがな
口座名義
口座番号 (普通・当座)

第 10 号様式 (第 14 条関係)

阿武町特産品開発支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 阿武町長

住 所 (所 在 地)

団 体 名

氏名 (代表者氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿武町特産品
開発支援事業補助金について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱第 14 条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先 金融機関名 (本・支店)
ふりがな
口座名義
口座番号 (普通・当座)